

そらエネでんきプラン約款

2024年7月1日実施

リニューアブルトレード株式会社

I 本 則

1 対象となるお客様

電灯または小型機器を使用され、当社電気需給契約(以下「需給契約」といいます。)の対象となるお客様で、当社との協議が整ったお客様を対象といたします。

2 約款の変更

当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の約款によります。

3 供給電圧

標準電圧100ボルトまたは200ボルトとします。

4 契約容量

契約容量は、原則として当該地域の一般送配電事業者が定める託送供給約款に準じます。

5 料金

料金は、別表に記載の基本料金と電力量料金、Ⅱ実施細目2(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金及び需給約款第28条に基づき算定された調達調整費の合計といたします。

6 計量

使用電力量の計量は、一般送配電事業者により設置された計量器により計量された値とします。計量器の故障等により正しく計量が行われなかった場合、お客様と当社による協議により決定した値を計量値とします。

7 契約期間

契約期間は、次によります。

- (1) 契約期間は、需給契約またはその変更が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。ただし、契約種別の変更を希望される場合の変更後の契約期間は、需給契約の変更が成立した日から変更後の料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。また、契約種別の変更を希望される場合の変更後の料金適用開始の日は、原則として計量期間等の始期といたします。
- (2) 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
- (3) 契約期間満了に先だって、原則として他の契約種別に需給契約を変更することはできません。

8 その他

- (1) その他の事項については、電気需給約款の規定を準用するものといたします。
- (2) この供給条件の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目〔適用範囲〕）によるものといたします。

Ⅱ 実施細目

1 検針期間と暦日数

電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の「検針期間の日数」および「暦日数」は、次によります。

(1) 検針期間の日数

ア 電気の供給を開始した場合は、開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

イ 需給契約が消滅した場合は、消滅日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、当社が次の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(2) 暦日数

ア 電気の供給を開始した場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

イ 需給契約が消滅した場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

2 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第16条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付単価を定める告示」といいます。）により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

ア 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

イ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ただいたときは、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エ

エネルギー特別措置法第17条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。)の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第17条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額(以下「減免額」といいます。)を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間

項目		東北	東京	中部	関西	中国	九州
係数	α	0.1152	0.1970	0.0275	0.0140	0.1543	0.0053
	β	0.2714	0.4435	0.4792	0.3483	0.1322	0.1861
	γ	0.7386	0.2512	0.4275	0.7227	0.9761	1.0757
燃料価格 (円)	X	31,400	44,200	45,900	27,100	26,000	27,400
基準単価 1キロワット時につき		22銭1厘	23銭2厘	23銭3厘	16銭5厘	24銭5厘	13銭6厘

附 則

1 実施期日

この約款は、2024年7月1日から実施いたします。

別表

(東北電力管内)

(税込)

契約種別		単位	
基本料金	30 A	1 契約	473.00円
	40 A	〃	675.00円
	50 A	〃	878.00円
	60 A	〃	1,080.00円
	6kVAを超えた場合	超過1kVAにつき	203.00円
電力量料金 1kWhにつき	得するプラン		30.80円
	forREエナジープラン		32.40円
	forREエナジーV2H割引プラン		30.40円

※得するプランでは60Aまでの契約を受け付けております。6kVAを超えた場合の基本料金はforREエナジープラン、forREエナジーV2H割引プランのみ対象となります。

(東京電力管内)

(税込)

契約種別		単位	
基本料金	30 A	1 契約	743.00円
	40 A	〃	1,040.00円
	50 A	〃	1,337.00円
	60 A	〃	1,634.00円
	25kVA	〃	6,089.00円
	6kVAを超えた場合	超過1kVAにつき	297.00円
電力量料金 1kWhにつき	得するプラン		29.50円
	forREエナジープラン		31.44円
	forREエナジーV2H割引プラン		29.44円

※得するプランでは60Aまでの契約を受け付けております。6kVAを超えた場合の基本料金はforREエナジープラン、forREエナジーV2H割引プランのみ対象となります。

(中部電力管内)

(税込)

契約種別		単位	
基本料金	30 A	1 契約	675.00円
	40 A	〃	945.00円
	50 A	〃	1,215.00円
	60 A	〃	1,485.00円
	6kVAを超えた場合	超過1kVAにつき	270.00円
電力量料金 1kWhにつき	得するプラン		29.50円
	forREエナジープラン		31.44円
	forREエナジーV2H割引プラン		29.44円

※得するプランでは60Aまでの契約を受け付けております。6kVAを超えた場合の基本料金はforREエナジープラン、forREエナジーV2H割引プランのみ対象となります。

(関西電力管内)

(税込)

契約種別		単位	
基本料金	6kVAまで	1 契約	250.00円
	6kVAを超えた場合	〃	100.00円
電力量料金 1kWhにつき	得するプラン		28.00円
	forREエナジープラン		30.35円
	forREエナジーV2H割引プラン		28.35円

※得するプランでは60Aまでの契約を受け付けております。6kVAを超えた場合の基本料金はforREエナジープラン、forREエナジーV2H割引プランのみ対象となります。

(中国電力管内)

(税込)

契約種別		単位	
基本料金	6kVAまで	1 契約	216.00円
	6kVAを超えた場合	〃	92.00円
電力量料金 1kWhにつき	得するプラン		29.00円
	forREエナジープラン		32.15円
	forREエナジーV2H割引プラン		30.15円

※得するプランでは60Aまでの契約を受け付けております。6kVAを超えた場合の基本料金はforREエナジープラン、forREエナジーV2H割引プランのみ対象となります。

(九州電力管内)

(税込)

契約種別		単位	
基本料金	30A	1 契約	675.00円
	40A	〃	1,040.00円
	50A	〃	1,337.00円
	60A	〃	1,634.00円
	6kVAを超えた場合	超過1kVAにつき	220.00円
電力量料金 1kWhにつき	得するプラン		30.10円
	forREエナジープラン		31.44円
	forREエナジーV2H割引プラン		29.44円

※得するプランでは60Aまでの契約を受け付けております。6kVAを超えた場合の基本料金はforREエナジープラン、forREエナジーV2H割引プランのみ対象となります。